明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一二）　一
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一九九）　二
○アメリカ合衆国産ネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の全部を改正する件（農林水産八八三）　二
○保安林の指定をする件（同八八四～八九五）　三
○駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通八四〇）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁三〇、三一）　五
○道路に関する件（九州地方整備局一一三、一一四）　六
〔人事異動〕
内閣　法務省　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　六
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七
会社その他　二九

省令

○環境省令第十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十七日

環境大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（提出書類の特例） **第二十一条**　この省令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。 2　前項に規定する場合のほか、環境大臣又は都道府県知事は、本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。）を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法によりこの省令の規定によつて添付すべき書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。	（新規）

附　則

この省令は、令和五年九月十六日から施行する。